

「第 12 次蕨市交通安全計画(R8-12 年度)(案)」の概要

【1、計画の概要】

本計画は、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和 46 年以来、5 年毎に計画を見直ししております。

第 11 次計画(令和3年度～7年度)の期間中、本市では、各種制度改正に基づき、自転車用ヘルメット購入費補助制度の創設をはじめ、自転車安全利用五則、ながらスマホの罰則強化、青切符制度等の周知啓発のほか、民営自転車等駐車場整備事業補助制度や、シェアサイクル事業を開始するなど、各種施策を進めてまいりました。第 12 次計画は、基本的に現行計画から大きな変更はないものの、この間の本市の取組のほか、本市及び国内の交通情勢を踏まえた計画となります。

【2、計画期間】

令和 8 年度～12 年度

【3、第 11 次蕨市交通安全計画の概要・検証】

目標 交通事故件数及び死傷者数の減少

重点 ①高齢者の交通安全の確保 ②子供の交通安全の確保
③自転車の安全利用の推進 ④交差点における交通事故防止

方向 ①人と環境にやさしい道路交通環境の整備 ②交通安全思想の普及徹底
③安全運転の確保 ④道路交通秩序の維持 ⑤救急・救助活動の充実
⑥交通事故被害者支援の推進 ⑦交通事故防止に関する調査研究の推進

検証 重点①～④について、

・各季の交通安全運動において各種啓発を図った。

・スケアード・ストレイト交通安全教室等の安全教育の機会を通じて交通ルール遵守を呼び掛けた。

・特に、本市の特徴として自転車事故の構成率が高いことから、自転車安全利用五則、自転車のながら運転の厳罰化に伴う周知に加え、自転車用ヘルメット購入費補助制度を近隣市に先駆け、令和 5 年 4 月から実施するなど、自転車安全利用の推進に取り組んだ。

・施設整備においては、交通事故多発地区整備事業（道路診断）を毎年関係機関とともにやり、こどもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の整備を推進してきた。

・人身事故件数は、第 10 次計画期間中の計 747 件（約 150 件/年）から、第 11 次計画期間中の計 458 件（約 92 件/年）へと減少。

・死傷者数は、第 10 次計画期間中の計 884 人（約 177 人/年）から、第 11 次計画期間中の計 504 人（約 101 人/年）へと減少。

【4、国・県の第12次計画の概要】

国＜重視すべき視点＞

- ①高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ②こどもの安全確保のための環境整備
- ③歩行者の安全確保のための意識変容
- ④自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ⑤外国人の交通安全対策の推進
- ⑥特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- ⑦生活道路における歩行者等の安全確保
- ⑧先進技術の活用推進
- ⑨交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑩地域が一体となった交通安全対策の推進

県＜重点＞

- ①こども及び高齢者の安全確保
- ②自転車及び歩行者の安全確保
- ③自動車(二輪車を含む)の安全運転推進
- ④交通事故が起こりにくい環境づくり

【5、第12次蕨市交通安全計画(案)のポイント】

- ① 重点及び方向は継続
- ② 交通安全思想の普及徹底の項目に「外国人に対する交通安全教育」を新設
国際化の発展により、市内に居住・就業する外国人が増加するなか、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、在留外国人に対する交通安全教育などを通じて普及啓発を図るよう明記。
- ③ 各種制度改正に基づく対策を追記
自転車の「ながらスマホ」の罰則強化・酒気帯び運転の罰則対象化(令和6年11月施行)、自転車への交通反則通告制度「青切符」の導入(令和8年4月施行)のほか、令和8年9月からの生活道路の法定速度30キロへの引き下げに加え、新しい小型モビリティの安全対策を追記。
- ④ 市の取組を追記
自転車用ヘルメット購入費補助制度・民営自転車等駐車場整備事業補助制度の創設、シェアサイクルの導入、市公式 LINE の活用など、各種取組についてを追記。

【6、スケジュール】

- R8. 8:第1回会議
 R8.10:第2回会議 市の新計画素案を提示
 R8.11:パブリック・コメント実施(11月中旬から3週間)
 R8.12:第3回書面会議 パブリック・コメント結果報告
 R8.12～R9.1:策定